る法律

平成十六年法律第百十五号 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関す

(目的)

第一条 この法律は、国際的な武力紛争において とを目的とする。 らの国際人道法の的確な実施の確保に資するこ 律第四十五号)等による処罰と相まって、これ 為を処罰することにより、刑法(明治四十年法適用される国際人道法に規定する重大な違反行

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。 (定義)

保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)(以下 ネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の う。) 及び千九百四十九年八月十二日のジュ 日のジュネーヴ条約(以下「第三条約」とい 「第一追加議定書」という。)において捕虜と 捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二 して取り扱われるものをいう。 捕虜
次のイ又は口に掲げる者であって、 2

第三条約第四条に規定する者

なる権利を失う者を除く。) 者(同条2から4までの規定により捕虜と 第一追加議定書第四十四条1に規定する

をいう。 条第一項(1)から(3)までに該当する者 傷病捕虜 捕虜であって、第三条約第百十

三 文民 次のイ又は口に掲げる者であって、 戦時における文民の保護に関する千九百四十 いて被保護者として取り扱われるものをい 四条約」という。)及び第一追加議定書にお 九年八月十二日のジュネーヴ条約(以下「第

と認められない者を除く。 条第二項及び第四項の規定により被保護者 第一追加議定書第七十三条に規定する者 第四条約第四条第一項に規定する者(同

第三条 次に掲げる事態又は武力紛争において、 な文化財として政令で定めるものを破壊した者 歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要 正当な理由がないのに、その戦闘行為として、 七年以下の懲役に処する。

(重要な文化財を破壊する罪)

あって、次のイ又は口に掲げるもの 第一追加議定書第一条3に規定する事態で

> り第一追加議定書の規定を受諾し、かつ、 第一追加議定書の締約国間におけるもの 一追加議定書第九十六条2の規定によ

適用する第一追加議定書の非締約国と第一

り寄託者にあてた宣言が受領された後のもの に限る。) 第一追加議定書第一条4に規定する武力紛 追加議定書の締約国との間におけるもの (第一追加議定書第九十六条3の規定によ

(捕虜の送還を遅延させる罪)

第四条 場合において、正当な理由がないのに、当該武 きは、五年以下の懲役に処する。 地」という。)への捕虜の送還を遅延させたと 捕虜の抑留の原因となった武力紛争が終了した いて合意された地を含む。次項において「送還 力紛争の相手国(当該武力紛争の当事者間にお 捕虜の送還に関する権限を有する者が、

る。 への送還を遅延させたときも、 に、送還に適する状態にある傷病捕虜の送還地 前項に規定する者が、正当な理由がないの 同項と同様とす

(占領地域に移送する罪)

第五条 第三条第一号に掲げる事態において、占 地域(以下「占領地域」という。)に入植させ 領に関する措置の一環としてその国が占領した する。 の領域内に住所若しくは居所を有する者を当該 る目的で、当該国の国籍を有する者又は当該国 占領地域に移送した者は、五年以下の懲役に処

(文民の出国等を妨げる罪)

2 占領地域からの出域(被占領国からの出国又 第六条 出国の管理に関する権限を有する者が、 きは、三年以下の懲役に処する。 有する者が、正当な理由がないのに、文民(被 動をいう。以下同じ。)の管理に関する権限を 正当な理由がないのに、文民の出国を妨げたと は被占領国の国境を越えない占領地域外への移

(国外犯)

からの出域を妨げたときも、

前項と同様とす

占領国の国籍を有する者を除く。)の占領地域

|第七条 第三条から前条までの罪は、 の二の例に従う。 刑法第四条

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国に ついて効力を生ずる日から施行する。

|第二条 第七条の規定は、この法律の施行の日以 本国外において犯したときであっても罰すべき 後に日本国について効力を生ずる条約により日 ものとされる罪に限り適用する。

号 (令和四年六月一七日法律第六八

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 仃する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日)